

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																	
1	別表第8（第2条関係） 教育事務関係手数料	別表第8（第2条関係） 教育事務関係手数料																																	
	<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th><th>指定試験機関等</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>3の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状の新教育領域の追加</td><td>教育職員の普通免許状の新教育領域追加手数料</td><td>3,300円</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	指定試験機関等	[略]				3の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状の新教育領域の追加	教育職員の普通免許状の新教育領域追加手数料	3,300円		[略]				<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th><th>指定試験機関等</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>3の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく免許状の新教育領域の追加</td><td>特別支援学校の教員の免許状の新教育領域追加手数料</td><td>(1) 普通免許状に係るもの 3,300円 (2) 臨時免許状に係るもの 1,700円</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	指定試験機関等	[略]				3の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく免許状の新教育領域の追加	特別支援学校の教員の免許状の新教育領域追加手数料	(1) 普通免許状に係るもの 3,300円 (2) 臨時免許状に係るもの 1,700円		[略]				
事務	名称	金額	指定試験機関等																																
[略]																																			
3の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状の新教育領域の追加	教育職員の普通免許状の新教育領域追加手数料	3,300円																																	
[略]																																			
事務	名称	金額	指定試験機関等																																
[略]																																			
3の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく免許状の新教育領域の追加	特別支援学校の教員の免許状の新教育領域追加手数料	(1) 普通免許状に係るもの 3,300円 (2) 臨時免許状に係るもの 1,700円																																	
[略]																																			
2	別表第1（第2条関係） 総務事務関係手数料	別表第1（第2条関係） 総務事務関係手数料																																	
	<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th><th>指定試験機関等</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	指定試験機関等	[略]				<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th><th>指定試験機関等</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 保険業法等の一部を改正</td><td>特定保険業認可申</td><td>150,000円</td><td></td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	指定試験機関等	1 保険業法等の一部を改正	特定保険業認可申	150,000円																		
事務	名称	金額	指定試験機関等																																
[略]																																			
事務	名称	金額	指定試験機関等																																
1 保険業法等の一部を改正	特定保険業認可申	150,000円																																	

		<u>する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査</u>	<u>請手数料</u>		
<u>1</u> [略]	[略]	<u>1の2</u> [略]	[略]		
[略]		[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）の施行の日から施行する。